

平成25年 6月 3日

お 知 ら せ

件 名	建設業者における法令遵守の更なる徹底を図ります。 ～「建設業法令遵守推進本部」の平成25年度の重点的取組事項を決定～
-----	---

お知らせ内容

北海道開発局においては「建設業法令遵守推進本部」(本部長:北海道開発局長)を平成19年度に設置し、建設業における法令遵守の取組を強化してきたところです。

この度、平成24年度の取組結果を取りまとめるとともに、平成25年度の重点的な取組事項を以下のとおり決定し、建設業者における法令遵守の更なる徹底を図ります。

【平成25年度の重点的取組事項】

- 1 建設業法違反に係る調査・指導等の機動的・効果的な実施
- 2 社会保険未加入企業対策の促進
- 3 公共工事設計労務単価の引き上げに伴う影響の情報収集
- 4 「建設業取引適正化推進月間」の取組の充実
- 5 平成26年度から予定される消費税率の引上げに関する周知啓発等

問 合 せ 先	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
	北海道開発局 建設産業課	建設産業企画官	塚原 建二	709-2311 内線5898
	北海道開発局 建設産業課	建設業適正 契約専門官	富田 直樹	709-2311 内線5893

「北海道開発局建設業法令遵守推進本部」の取組について

北海道開発局においては「建設業法令遵守推進本部」（本部長：北海道開発局長）を平成19年度に設置し、建設業における法令遵守の取組を強化してきたところである。

平成25年度においては、政府全体として、東日本大震災からの復興を加速させるとともに、全国の公共事業において既存のインフラの老朽化対策をはじめとする防災・減災対策を強化することとしている。

こうした状況を踏まえ、国土交通省としては、建設技能労働者の構造的な逼迫等に対応するために公共工事設計労務単価を改定し、関係者に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保を要請したところである。また、高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策について本格的に取り組むこととしている。

こうした中、建設産業がその重要な役割を将来にわたり担うには、建設業者において法令遵守の更なる徹底を図り、不良不適格業者の排除、元請・下請間の取引の適正化を推進する必要がある。

このため、平成24年度の取組結果を取りまとめるとともに、平成25年度の重点的な取組事項を以下のとおりとして建設業者における法令遵守に取り組むこととする。

1. 平成24年度の取組結果

(1) 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

「駆け込みホットライン」（建設業法違反通報窓口）等に寄せられた通報件数は、33件。内容は、下請代金等の支払いに関する情報が最も多かった（17件）。

(2) 建設業者に対する立入検査の実施

上記疑義情報及び下請取引等実態調査結果等に基づき、建設業者の営業所等に立入検査を行った件数は31件（うち大臣許可業者は21件、北海道知事許可業者は10件）。このうち、

- ・ 下請取引適正化の観点から北海道経済産業局と合同で実施（2件）
- ・ 東日本大震災の被災3県における営業所に実施（4件）、うち1件は宮城県と合同で実施
- ・ 北海道知事許可業者に対しては、北海道と共同で実施（10件）

(3) 監督処分・勧告の実施

監督処分件数 0件

文書勧告件数 6件 [下請契約の締結6件、追加・変更契約3件、下請代金の支払い1件]

※1件の勧告に複数の項目が含まれているものがあるため、勧告件数とその内訳の件数とは一致しない。

(4) 社会保険未加入企業対策の推進

平成24年8月1日に北海道地方協議会を設立（参加団体59）し、情報共有や意見交換を実施。また、各地方建設業協会等関係団体に対し周知啓発等を実施。

(5) 建設業法令遵守講習の実施

建設業取引適正化推進月間の取組の一つとして、平成24年11月13日に、公正取引委員会、北海道警察、厚生労働省、日本年金機構と連携し、建設業者を対象とした建設業法令遵守講習を実施した。

2. 平成25年度の重点的取組事項

(1) 建設業法違反に係る調査・指導等の機動的・効果的な実施

元請下請間の取引の適正化については、下請取引等実態調査結果、駆け込みホットラインへの通報等に基づき、違反行為を行っている可能性の高い業者や繰り返し違反行為を行っている疑いのある業者を優先的に選定し、立入検査等を実施する。

また、下請取引適正化の観点から北海道経済産業局との合同立入検査についても実施する。加えて、東日本大震災の復旧・復興工事に関連する建設業者の法令遵守の徹底のため、被災3県における立入検査についても実施する。

建設業法違反の疑いがある場合には、その内容について当事者に報告等を求めるとともに、違反が明らかになった場合には適切な指導監督を行う。

これらにより、違反行為の確認及び適切な指導監督を機動的・効果的に実施する。

特に、以下の事項については、取組を強化する。

・元請下請間の契約の適正化

- ①元請負人のダンピング受注に係る下請負人へのしわ寄せ
- ②請負契約書の不作成・不備
- ③合理的な理由のない請負代金の減額・未払い等

・下請負人に対する元請特定建設業者の指導等

請負代金の不払事案（下請下請間のものを含む。）等が生じた建設工事

(2) 社会保険未加入企業対策の促進

社会保険未加入対策推進協議会（地方ブロック協議会）を始め、様々な機会を通じ、社会保険加入について関係団体及び企業への周知啓発等を行う。また、建設業許可、経営事項審査における未加入企業の確認及び指導を行う。加えて、立入検査の際に、社会保険等の加入状況等について確認を行う。

(3) 公共工事設計労務単価の引き上げに伴う影響の情報収集

平成25年度公共工事設計労務単価が、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入について、どのように反映されているか等の実態についての情報収集を行う。

(4) 「建設業取引適正化推進月間」（11月）の取組の充実

北海道と連携して知事許可業者に対する共同立入検査を継続して実施するとともに、法令遵守講習については、公正取引委員会、北海道警察（暴力団対策）、厚生労働省（社会保険担当部局）等の関係機関との連携を強化し、内容の充実を図る。

(5) 平成26年度から予定される消費税率の引上げに関する周知啓発等

消費税率の引き上げに先駆け、建設工事の請負代金への消費税の転嫁について、周知啓発等を行う。